

岐阜県公報

号外(二) 令和三年一月七日

目次

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
(選挙管理委員会) ページ 一

岐阜県知事選挙において選挙運動に関し支出することがで
(同) 二

きる金額の制限額

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年一月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和3年1月6日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,665,588人
- 2 総数の50分の1の数
33,312人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

